中小企業いばらき

2019
OCTOBER
No.732
10

【クローズアップ】

中小企業者のための官公需施策

写真：水戸市管工事業協同組合

CONTENTS

●クローズアップ ………………… 1
●ニュースフラッシュ ……………… 8
●インフォメーション ………………11
●Voice組合等トップインタビュー 13
●経済・労働リサーチ………………15
●業況リポート ………………………16
●中央会だより ………………………18

発行所・編集発行人：
茨城県中小企業団体中央会
http://www.ibarakiken.or.jp
〒310-0801 水戸市桜川2-2-35　TEL.029-224-8030

表紙の紹介

市民のライフラインは、組合員の手で守る

（官公需適格組合）水戸市管工事業協同組合

水戸市の水道の歴史は、水戸藩第二代藩主であった徳川光圀により、1663（寛文３）年に笠原不動谷の湧水を水源とする日本で18番目の『笠原水道』が建設されたことにより始まる。その後、江戸時代を通じて利用され、明治時代には、竹樋の引込管によって各戸給水が行われ、広く一般に利用されるようになっている。

近代水道としては、1932（昭和７）年に、那珂川の中州からの伏流水を水源とした芦山浄水場が完成し、市内に給水が始められた。その後、生活様式の変化や市勢の発展、給水区域の拡大等に伴い、拡張事業が重ねられて給水量は増加し、現在では、普及率が99％を超え、市民生活や都市活動に必要不可欠なライフラインとなっている。

水戸市管工事業協同組合は、配管工事を行う水戸市の指定給水装置工事業者により組織され、管工事資材の共同購買や工事機械等の賃貸、さらには管工事等の共同受注・斡旋を行い、給水に携わる組合員の事業経営に寄与している。

また、水廻りのトラブルや水道関係での困りごとに関する相談窓口としての機能も果たし、組合員と市民との橋渡し役も担っている。

2011（平成23）年３月の東日本大震災ではその復旧・復興に大きく貢献したが、これを契機として「災害が起きた時に、どれだけのことが出来るか」を基本に、有事の際を想定した応急給水訓練を実施している。そのほかにも、顧客の信頼度を向上させるための技術講習、関係団体との連携による給水装置工事主任技術者などの公的資格取得にも力を注ぎ、「市民のライフラインは、組合員の手で守る」を旗印に努力を重ねている。

なお、平成31年４月10日には、官公需適格組合（量水器等取替業務受託）の証明を取得した。

水戸市管工事業協同組合
設立:昭和48年４月
組合員数:45社
〒311-1125　水戸市大場町997番地
電話:029-269-5461
URL:http://www.mito-kankoujikumiai.or.jp/

中小企業者のための官公需施策

国や独立行政法人、地方公共団体等が、物品の購入、サービスの提供、工事の発注をすることを「官公需」といいます。
中小企業の振興策としては、金融面や税制面による経営基盤強化のための支援、補助金による技術開発支援等がありますが、中小企業が製造している製品や提供しているサービスの需要を拡大していくことも効果的な支援となります。
そのため国では、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、官公需法に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする「国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、公表しています。
本号では、官公需施策の積極的な活用を促進するため、官公需法や国等の契約の基本方針、官公需を受注している中小企業組合の事例等を紹介します。

１．官公需法とは

官公需法（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号、最終改正：平成27年７月15日法律第57号））は、中小企業者の官公需の受注機会を確保することをねらいとした法律です。昭和41年（1966年）に制定された後、本法に基づく各種の施策が行われています。

また、国は、本法に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や、目標達成のための措置を内容とする「国等の契約の基本方針（中小企業者に関する国等の契約の基本方針）」を毎年度閣議決定し、公表しています。

本法では、中小企業者の官公需の受注機会を確保するため、以下のような措置を講じています。

⑴受注機会の増大の努力

国等は予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。また、この場合においては、契約の相手方として「新規中小企業者」及び「組合」を活用するよう配慮しなければならない。

⑵国等の契約の基本方針の作成等

中小企業向けの契約目標額と、受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、公表する。

⑶国等の契約の実績の概要の通知及び公表

各省各庁は毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知する。

⑷各省各庁の長等に対する要請

各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、特に必要があると認められる措置をとることを要請できる。

⑸地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるように努めなければならない。

（参考１）

官公需法（「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」）〈要約〉

（目的）
第１条　国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資する。

（受注機会の増大の努力）
第３条　国等は、契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（国等の契約の基本方針の作成等）
第４条　国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を作成するものとし、閣議の決定があつたときは、遅滞なく公表する。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）
第５条　各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

（国等の契約の実績の概要の通知及び公表）
第６条　各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

（各省各庁の長等に対する要請）
第７条　経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体の施策）
第８条　地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

２．国等の契約の基本方針

官公需法第４条に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を「国等の契約の方針」として、毎年度閣議決定しているものです。

令和元年度の方針は、９月10日に閣議決定されましたが、主要な内容は次のとおりです。

⑴国等の中小企業・小規模事業者及び新規中小企業者向け契約目標

１）中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和元年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として55.1％、契約金額が約４兆3,369億円になることを目指す。

＜参考＞

	平成30年度実績	令和元年度目標
官公需総額	７兆8,181億円	７兆8,710億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	４兆0,027億円	４兆3,369億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.2%	55.1%

※官公需法制定時(昭和41年度)の実績比率は25.9%

２）創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標

創業10年未満の新規中小企業者に配慮して、その契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として３%になることを目指す。

＜参考＞　平成30年度

契約実績額	比率
745億円	0.95%

※平成27年度～平成30年度 契約比率平均 1.32%）

⑵令和元年度に新たに講ずる主な措置

１）地方公共団体と連携した「働き方改革」に関する取り組みの強化

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取り組みの共有や要請等を直接行う体制を強化する。

２）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

３）消費税率引き上げによる適正な転嫁

年度途中に税率が10%に変更されることを踏まえ、引上げ前後いずれの状況でも適正な転嫁を確保する。

「令和元年度の国等の契約の基本方針」の本文は、経済産業省のホームページでご確認ください。
https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190910001/20190910001.html

３．官公需の分類

官公需は、その種類が豊富です。国や公団、地方公共団体等により若干異なりますが、経済産業省を例に挙げると以下のように分類しています。

⑴役務等

調査研究	調査及び綿密な分析により、事業成果が政策立案の基礎となるような調査事業
広報	最大限の広報効果を発揮するための効果的なメディアミックスの選択、広報手段の斬新さ、デザインの独創性等の企画立案を求める事業
システムの管理	システム等に係る運営・管理業務
研究開発	国際競争力の強化に資するため、基盤技術の開発等に係る事業
機器等の賃貸借及び保守	システム等に係る機器等の賃貸借及び保守業務
その他	「役務等」で上記分類以外の入札案件

⑵製造又は物件の買い入れ

物品の購入	備品、消耗品の購入
図書類の購入	経済産業省図書館で扱う書籍等の購入
印刷・製本	印刷、製本に係る入札案件
その他	「製造又は物件の買い入れ」で上記以外の入札案件

⑶工事契約等

工事契約	庁舎営繕に係る工事
その他	庁舎営繕に係る「工事契約等」以外の入札案件

⑷物品の売り払い

売り払い	物品等の売り払いに係る入札案件

４．官公需の受注方法

国等の機関は､「一般競争入札」を原則としています。(「随意契約」など、入札せず受注する方式も一部採用されます。）地方自治体では、「プロポーザル競争」も増えつつあります

⑴受注体系

	一般(公開)	発注者側が指名(非公開)
価格で決定	一般競争入札(最低価格入札方式)	指名競争入札(最低価格入札方式)
企画(＋プレゼンテーション)で決定	公募型プロポーザル競争	指名型プロポーザル競争
企画(＋プレゼンテーション)＋価格で決定	一般競争入札(総合評価落札方式)	指名競争入札(総合評価落札方式)

⑵競争入札

「競争入札」には、大きく分けると、希望者すべてが入札に参加できる「一般競争入札」と、特定の条件により発注者側が指名した者だけが参加できる「指名競争入札」に分けることが出来ます。

さらに、入札を行ったうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする「最低価格入札方式」と、企画書審査やプレゼンテーションなどの技術審査による「技術点」と、所定の算定方式によって決定される「価格点」との合算による「総合評価点」にて落札者を決定する「総合評価落札方式」にそれぞれ分かれます。

	最低価格入札方式	総合評価落札方式
一般競争入札	公報やホームページなどで広く提案者を募集し、競争参加資格を満たす提案者の中から、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。	公報やホームページなどで広く提案者を募集し、競争参加資格を満たす提案者の中から、あらかじめ公表された評価基準に従って、企画書審査やプレゼンテーションなどの技術審査による「技術点」と、所定の算定方式によって決定される「価格点」との合算による「総合評価点」にて落札者を決定する。
指名競争入札	特定の条件により指名する事業者を対象として、予定価格の制限の範囲で最低の価格もって申し込みをした者を落札者とする。	特定の条件により指名する事業者を対象として、あらかじめ公表された評価基準に従って、企画書審査やプレゼンテーションなどの技術審査による「技術点」と、所定の算定方式によって決定される「価格点」との合算による「総合評価点」にて落札者を決定する。

※総合評価方式とは

企画書審査やプレゼンテーションなどの技術審査による「技術点」と、所定の算定方式によって決定される「価格点」との合算による「総合評価点」にて落札者を決定する方式です。

企画内容と提示金額の双方が評価点に影響を及ぼすため、最低価格入札方式とプロポーザル方式の中間に位置する入札方式と捉えることができま

総合評価点＝技術点 ＋ 価格点
価格点の算出方式：価格点の配分×（1 －入札価格÷予定価格）

※プロポーザル方式とは

専門性を要する業務の場合、単に価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られない場合も生じてしまいます。

そこで、予め示された金額の範囲内で企画提案を行い、落札者および契約金額を決定する方式です。

業務履行にあたっての提示金額の多寡は評価の対象とならず、企画や技術力のみで落札者が決定されます。決定においては企画面での競争性はありますが、価格面での競争性はないことが、一般競争入札と異なります。

5．競争入札に参加するには

⑴国等の機関の場合

競争入札に参加するには、「一般競争入札参加資格」が必要です。

資格を取得するには、

①資格登録をしたい国等の機関に「一般競争参加資格審査申請書」を提出する（持参、郵送、インターネットにより申請できます）。

②国等の機関が参加資格について審査を行い、審査の結果、それぞれ機関で定めている基準により、A. B. C等のランクに格付され、「資格者名簿」に登録されます。資格者登録されると、格付けに応じた予定価格の競争入札に参加できます。

⑵茨城県の場合

入札参加資格申請は、「建設工事」と「物品・役務」とに分かれています。申請時期が限られていますが、追加受付等がありますので、下記にお問合せください。（物品・役務に関しては、新規の場合は随時受付ています。）

●建設工事　土木部監理課建設業担当
電話029-301-4334

●物品・役務　会計事務局会計管理課会計指導室調度グループ
電話029-301-4875

6．官公需適格組合証明制度

個々の中小企業者が、共同事業を通じて共通の課題を克服することを目的に、行政庁の認可を受けて設立する主な組織として、事業協同組合があります。

また、事業協同組合をはじめとする中小企業組合において、受注体制が整備されていることを国が証明する制度を「官公需適格組合証明制度」といいます。

官公需適格組合は、「物品」「役務」「工事」に分けられ、全国に852組合（物品186組合・役務464組合・工事202組合）あり、「物品・役務」「工事」毎に、証明基準が定められています。

なお、官公需適格組合証明の取得に関しては、中央会にご相談ください。

⑴物品関係　186組合

- 繊維製品（織物、外衣・下着類、絨毯、シーツ、テーブルクロス等）
- 家具（木製・金属製家具、黒板、金庫等）
- 印刷（各種印刷物、罫紙等）
- 石油製品（潤滑油、燃料等）
- 事務用品（筆記用具、事務用品、帳簿類等）

⑵役務関係　464組合

- 設計業務・測量業務・自動車整備・輸送関係・建物サービス等

⑶工事関係　202組合

- 建設工事・土木工事・建築工事・電気工事・管工事・造園工事・畳工事等

７．官公需適格組合の証明基準

官公需適格組合の証明基準は､｢物品･役務関係｣と｢工事関係｣の２種類があり次のようになっています。

⑴「物品・役務関係」の証明基準

- 共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- 常勤役職員が１名以上いること
- 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること
- 共同受注した案件に関し、役員と担当組合員が連携して責任を負うこと
- 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- 組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること

⑵「工事関係」の証明基準

（上記「物品・役務」の証明基準に加え、下記の要件が必要です）

- 共同受注事業を１年以上行っており、証明申請日の前１年間において、相当程度の共同受注の実績があること
- 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を１年としていること
- 証明申請日の前１年間（２回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合にあっては２年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと
- 組合独自の事務所を有していること
- 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が２名以上おり、当該役職員のうち１名以上が技術職員であること。

８．茨城県内の官公需適格組合

本県では、官公需適格組合として10組合が活動しています。これらの組合の活動内容等について紹介します

⑴茨城県石油業協同組合（物品）

所在地：茨城県水戸市桜川２-２-35
電　話：029-224-2421
設　立：昭和28年３月
官公需適格組合証明取得：昭和55年12月
主な受注品目：ガソリン、軽油、灯油

石油製品販売業者の社会的・経済的地位の向上を図るため、官公需適格組合の積極的な活用を推進している。現在、品質の確かな石油製品の地方公共団体等への安定供給を最優先に実施しており、今後もこの方針を継続していく。

⑵茨城県南部生コンクリート協同組合（物品）

所在地：茨城県つくば市稲荷前10-15
電　話：029-855-5100
設　立：昭和46年12月
官公需適格組合証明取得：平成３年６月
主な受注品目：生コンクリート

生コンクリートの共同受注･共同販売を行っている。組合では多様化するニーズに応えるため、研究・実験を重ねると共に、全国統一品質管理監査制度による産官学での品質管理体制で高品質な生コンクリートの安定供給に努めている。

⑶水戸市管工事協同組合（物品）

所在地：茨城県水戸市大場町997
電　話：029-269-5461
設　立：昭和48年４月
官公需適格組合証明取得：平成31年４月
主な受注品目：量水器等取替業務

配管工事を行う水戸市の指定給水装置工事業者により組織。水道メーター（量水器）は、内部の洗浄等のメンテナンスが困難であること、適正計量は消費者保護の観点から極めて重要であること等の理由から８年で交換することとなっている。この業務を請け負うため官公需適格組合（量水器等取替業務受託）の証明を取得し、水廻りのトラブルや水道関係での困りごとに関する相談窓口としての機能と併せ、地域社会に貢献している。

⑷ひたちなか市ビル管理事業協同組合（役務）

所在地：茨城県ひたちなか市馬渡2525-188
電　話：029-276-0500
設　立：平成７年11月
官公需適格組合証明取得：平成９年３月
主な受注品目：建物の管理（清掃業務等）

建築物の清掃を中心に受水槽清掃、空気環境測定、害虫防除作業、廃棄物運搬など組合員の技術を生かして幅広く活動している。また環境衛生や法令遵守の意識・関心の高まりに応えるため、関連資格取得を推進しながら、新たな技術の研究と研修を積極的に行うことで、より安全で信頼される提案ができるよう、営業活動に活かす取り組みも行っている。

⑸茨城県県南造園土木協業組合（工事）

所在地：茨城県土浦市田中３-２-１
電　話：029-822-3771
設　立：昭和46年１月
官公需適格組合証明取得：昭和53年４月
主な受注品目：造園工事・土木工事等

造園土木工事業に精通する業者が相互に連携し、一

貫した事業体制を整えることにより、自然環境を守り都市空間の創造を考え、絶えず新しい情報を取り入れた高度な技術集団であり、事業の責任母体として運営している。お客のニーズに合った施工・管理サービスを目標として、豊富な経験と実績をもとに、環境との共生における環境づくりを実現するため、植物リサイクルセンターを運営し、刈草・剪定枝等のリサイクル活動にも取り組んでいる。

⑹協業組合茨城中央ガス（工事）

所在地：茨城県笠間市本戸4253-5
電　話：0296-74-4751
設　立：平成２年10月
官公需適格組合証明取得：平成９年４月
主な受注品目：LPガスの配管工事

ＬＰガス充填施設によるガスの安定供給と供給促進のため、建設業許可（管工事業）による配管工事を実施している。

今後はリフォーム事業にも積極的に取り組み、そのための技術力のより一層の向上、技術者の養成に励み、発注者の要望に応え、信頼される施工業者を目指している。

⑺筑南総合建設協同組合（工事）

所在地：茨城県つくば市梶内577-4
電　話：029-836-5772
設　立：平成11年１月
官公需適格組合証明取得：平成17年５月
主な受注品目：土木工事、造園工事等

土木・造園・建築工事を中心に技術と真心で顧客満足を追求。官公需を中心に共同受注の実績を積み重ね、発注者から高く評価される組合を目指している。

⑻広域事業協同組合（工事）

所在地：茨城県つくば市春日２-33-4
電　話：029-854-0903
設　立：平成10年11月
官公需適格組合証明取得：平成21年３月
主な受注品目：土木工事、舗装工事等

建設中小企業の個々の優れた経営資源、人材、技術を集結し信頼性を高め良質な完成品を提供出来るよう努めている。官公需適格組合の証明を生かすべく官公庁の工事受注を目指しコンプライアンスを遵守した営業活動の実施や技術力の向上を図っている。

⑼総合開発協同組合（工事）

所在地：茨城県筑西市小栗2690
電　話：0296-57-9988
設　立：昭和61年９月
官公需適格組合証明取得：平成26年12月
主な受注品目：土木工事、舗装工事等

組合員との相互信頼関係を大切にし、安全第一・個々の技術力の向上を目指しお互いが日々切磋琢磨しながら業務に励んでいる。又、茨城県・筑西市・石岡市と災害時協定を締結しており、地震等の時には組合のもつネットワークを生かし早期に地域の見回りを行う。

⑽県西建設業協同組合（工事）

所在地：茨城県常総市坂手町2749-１
電　話：0297-21-9630
設　立：平成11年３月
官公需適格組合証明取得：平成30年12月
主な受注品目：土木工事、舗装工事等

建設工事の共同受注を目的として設立。土木工事や舗装工事、水道施設工事などで地道に実績を積み上げてきた。官公需適格組合の証明を取得し、共同受注の更なる増進を目指している。

９．茨城県内の官公需関連組合

官公需適格組合以外でも、官公需関連の受注を行っている組合が数多くあります。その中から屋外広告物の受注と茨城県の設置する公園の指定管理者として、植栽の剪定等を行っている組合を紹介します。

⑴茨城県屋外広告美術協同組合

所在地：茨城県水戸市笠原町1191-１
電　話：029-243-8655
設　立：昭和37年12月
主な受注品目：屋外広告物

茨城空港関連やＴＸ開通時のサイン（案内看板）工事等の受注実績があり、茨城国体開催に伴う広告看板の受注に意欲を示してきた。近年のサイン関連の媒体は、ＬＥＤ（発光ダイオードを使用した低消費電力型照明）サインやデジタルサイネージ（屋外、公共空間などでディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム）等、目覚ましい発展を遂げている。近年、大型プリントシステムや多言語の案内板の普及拡大により、従来の広告看板としての需要は減少傾向にあるものの、全組合員が切磋琢磨して使用目的・用途に応じて、広告看板とデジタルサイネージ等を使い分け、受注確保を図っている。

⑵茨城県造園業協同組合

所在地：茨城県水戸市白梅２-４-６
電　話：029-302-7900
設　立：平成17年７月
主な受注品目：植栽の剪定、公園の指定管理者業務

奥久慈憩いの森、大洗公園、大宮自然公園外５公園（宇留野公園、宮の郷公園、やすらぎの森公園、三浦杉公園、百観音公園）の指定管理業務を受託している他、（一財）県住宅管理センターが発注する県営住宅の植栽管理・剪定業務を受注している。

さらに、共同宣伝事業として大洗公園での「わくわく体験フェスティバル」、奥久慈憩いの森で「もりもり体験フェスティバル」を実施して組合のアピールと公園利用促進のための活動も行っている。

（参考２）

官公需情報ポータルサイトについて

国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報を検索できるサイトで、中小企業庁が提供しています。

各中央府省やその外局、地方支分部局等、またはその管理下にある独立行政法人、国立大学法人等、都道府県をはじめとした地方公共団体のホームページ上に散在する入札情報を巡回・監視し、最新の入札情報を取り込み、Ｗｅｂアプリケーションによって幅広く中小企業者を含む一般ユーザーに無料で提供しています。

官公需情報ポータルサイト　https://kkj.go.jp/s/

官公需情報ポータルサイトのイメージ（トップページ）

（参考３）

中央会の官公需関連事業

中小企業団体中央会（以下、「中央会」）は、47都道府県にそれぞれ一つと、上部団体である全国中央会とで構成されています。中央会では、事業協同組合をはじめとする連携組織に対する支援を通じて、中小企業の振興発展を目的に活動していますが、官公需関連の事業として、次の事業を行っています。

⑴官公需適格組合証明制度の推進

既に官公需適格組合の証明を受けている組合や、これから新たに適格組合の証明を受けようとする組合に対して、証明申請を行う際の必要書類案内や申請にあたっての各種相談に応じています。

⑵官公需総合相談センターの設置

各都道府県の中央会では、「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業者からの相談等に応じています。

（参考４）

随意契約について

官公需契約では、予算の適正な使用に留意しつつ、公正な方法で相手を選定し、できるだけ良いものを安く買わなければなりません。

また、官公需契約は、原則として競争契約によらなければなりませんが、金額が少額の場合や緊急を必要とする場合などでは、競争契約では不都合が生ずる場合もあるため、その変形や随意契約などの方法もとられています。

こうした契約方法については、国等については「会計法」及び「予算決算・会計令」、地方自治体については「地方自治法」及び「地方自治法施行令」に規定されています。

予算決算会計令（抄）（昭和22年勅令第165号）

第４節　随意契約

（随意契約によることができる場合）

第99条　会計法第29条の３第５項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

⑴国の行為を秘密にする必要があるとき。

⑵予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

⑶予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

⑷予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

⑸予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

⑹予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

⑺工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

⑻運送又は保管をさせるとき。

－（略）－

⒅事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。